

第1章

生物多様性おきなわ戦略策定の背景

第1章では、「生物多様性おきなわ戦略」を策定した背景として、県政運営の基本的な指針である沖縄21世紀ビジョンについてと、生物多様性の保全に関する社会的な流れについて、そしてこれらを踏まえた上で策定する必要性について記載しています。

第1節 沖縄21世紀ビジョン

沖縄県が平成22年（2010年）に策定、公表した「沖縄21世紀ビジョン」において、目指すべき将来像の最初に「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」が位置付けられています。

その目指すべき将来像において、県民が望む概ね2030年の将来の姿は以下のとおりです。

- 私たちは、沖縄らしい自然や風土の下、年間を通して温暖な気候とゆったりとした時間の流れの中で暮らしている。
- 豊かな自然の残る美ら島では、青い海と白い砂浜が広がり、自然の海岸線が続いている。自然海岸と連なるサンゴ礁により、イノーの穏やかさが守られている。
- 美ら島には緑豊かな森林が広がり、多くの固有種や希少種が生育する、生物多様性に富んだ自然環境が守られている。また、亜熱帯の花や緑は、島の美しさを一層引き立てている。
- 沖縄らしい自然や風景を求めて、国内外から多くの観光客が訪れており、私達に物心両面での豊かさをもたらしている。
- 私たちは「自然は貴い資源」との考えを共有しており、環境に優しい社会作りの意識は、最先端の地球温暖化対策など世界的な環境モデル地域を形成し、世界的にも注目を集めるエコアイランドとして情報発信されている。
- 琉球王朝時代より培われてきた伝統文化や伝統行事などが脈々と受け継がれ、私たちの暮らしの中に息づいている。この独特な文化は、沖縄に暮らす私たちのみならず、世界中で活躍するウチナーンチュの意識と誇りの源となっている。
- 私たちは、伝統文化を守り継承するのみならず、多様性と普遍性を受け入れ、新たな文化を創造している。

また、その将来像の実現に向けて示された「基本的課題」は以下のとおりです。

- 沖縄の自然環境は、各種開発による影響のほか、外来生物による生態系の攪乱、赤土等流出やオニヒトデ大量発生などによるサンゴ礁の衰退など、様々な問題を抱えている。
- 様々な経済活動により失われつつある自然環境の現状を踏まえ、世界に誇る豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継いでいく取組を、県民全体で推進することが求められている。
- 琉球諸島の島々は、島の規模が小さく、生態系の構成要素が少ないという脆弱性を有する。このような島嶼の脆弱性にどのように配慮し、生物の多様性をどう確保していくかが課題である。特に自然環境の保全・再生を優先的に図るべき地域については、聖域化に向けた検討が必要である。
- 生物多様性を守る上で、森林や河川、海草・藻場や干潟など自然環境の保全は重要であり、特に、サンゴ礁や干潟をはじめとする水辺環境の保全は重要である。このことは、単に地域の課題に止まらず、国際的な潮流ともなっていることから、今後、干潟の埋め立てなど水辺の開発と利用については、これまで以上に慎重であるべきであり、新たなルールづくりが求められている。
- 生物多様性を維持しつつ、自然環境と調和した経済社会をどう構築していくかが課題である。

この「沖縄 21 世紀ビジョン」で描いた将来像に向けて、沖縄県自らが進路を定め施策を展開していくための計画として、平成 24 年（2012 年）に「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」を策定しました。

沖縄 21 世紀ビジョン基本計画では、県民が望む将来の沖縄の姿である「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」の実現に向けた施策展開の一つとして、沖縄の豊かな生物多様性の保全を示しています。

第2節 生物多様性の保全に関する社会的流れ

(1) 生物多様性条約

平成4年(1992年)に「生物の多様性に関する条約」(以下、「生物多様性条約」という。)が採択され、同年にブラジルのリオ・デジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議(地球リオ・サミット)」より署名が開始されました。同サミットにおいては、「気候変動に関する国際連合枠組条約」も同様に署名が開始されており、現在、世界規模で問題となっている環境に関する条約は同年に制定された双子の条約といえます。

日本は平成5年(1993年)に18番目の締約国として生物多様性条約を締結しています。

この条約は、生物全般の保全に関する包括的な国際枠組みを設けるために作成されたもので、その目的には、「生物多様性の保全」、「その持続可能な利用」及び「遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分」が掲げられています。

(2) G8 環境大臣会合

平成19年(2007年)にG8環境大臣会合で、生物多様性の価値を経済的に評価するプロジェクトである「生態系と生物多様性の経済学(TEEB: The Economics of Ecosystems and Biodiversity)」が欧州委員会とドイツから初めて提唱され、COP10までに一連の報告書がまとめられています。

TEEB(ティープ)では、自然の恩恵(生態系サービス)を経済的に評価し、自然の重要性の認識に役立てようとするもので、すべての人々が自然の価値を認識し、自らの意志決定や行動に反映させる社会を目指し、自然の価値を経済的に価値化することの有効性を訴えています。

(3) 生物多様性国家戦略

わが国では平成7年(1995年)に「生物多様性国家戦略」が、平成14年(2002年)にはその国家戦略を見直した「新・生物多様性国家戦略」が策定されました。平成19年(2007年)には、更に見直しを行った「第三次生物多様性国家戦略」が閣議決定されています。

平成22年(2010年)3月には、「生物多様性基本法」に基づく初めての国家戦略である「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定され、その中で2012年までにすべての都道府県が生物多様性地域戦略の策定に着手していることが目標として掲げられました。

そして、平成24年(2012年)9月28日には5番目の国家戦略(生物多様性基本法に基づく国家戦略としては2番目)となる、「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定されました。この国家戦略は、COP10の成果や東日本大震災の経験など

を踏まえ策定されており、愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップとしての役割を担うとともに、「自然と共生する世界」の実現に向けた方向性を示す役割を担っています。また、地方自治体も効果的な生物多様性地域戦略の策定や実践的な取組を促進する役割を担っています。

(4) 生物多様性基本法

わが国では平成 20 年（2008 年）に、「生物多様性基本法」が制定されました。この基本法では、生物多様性の保全と持続可能な利用の基本原則を定め、それらに関する施策の基本となる事項を規定しています。また、生物多様性地域戦略の策定などとして「都道府県及び市町村は、（中略）生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されました。

(5) 生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）

平成 22 年（2010 年）10 月には愛知県名古屋市において「生物多様性条約第 10 回締約国会議」（以下、「COP10」という。）が開かれました。

COP10 では、2050 年までの中長期目標として「生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される」ことと、2020 年までの短期目標として 20 の個別目標が合意され、「愛知目標」として採択されました。

また、COP10 では、「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS：Access and Benefit-Sharing）に関する名古屋議定書」が採択されました。名古屋議定書では、ABS を実施するために遺伝資源などの提供国及び利用国がとるべき措置が規定されています。

COP10 期間中には、政府や NGO、先住民団体、学術研究機関、企業、国際機関などにより「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ」（IPSI）が発足されました。IPSI には、平成 24 年（2012 年）5 月現在、16 カ国の政府機関を含む 117 団体が参加しています。

このような COP10 の成果を踏まえ、愛知目標の達成に貢献するため、国連システム全体で生物多様性の保全などに向けた取組を進めることを目的として、2011 年から 2020 年までの 10 年間で「国連生物多様性の 10 年」と定められました。また、これに対応するため、国内の主要セクターが参画する「国連生物多様性の 10 年日本委員会」が設立されました。

第3節 生物多様性地域戦略の策定

前述のとおり生物多様性条約が採択されてから国内外では様々な生物多様性に関する動きがあり、生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組が進められています。本県においてもこのような国内外の動向を踏まえ生物多様性の保全に向け取り組む必要があります。

私達が将来の世代にわたってさまざまな生態系サービスを得ていくことを可能としていくためには、その源となる生物多様性の保全が不可欠です。

生物多様性基本法においては、各地域の自然的社会的条件に応じた生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である生物多様性地域戦略を策定するよう努めることと規定されています。

また、「沖縄 21 世紀ビジョン」に掲げられている、「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島」を実現するためにも、生物多様性を保全していくことは重要であり、そのためには多様な主体が連携して取組を進めるための基本的な計画が必要です。

沖縄県における生物多様性に関する課題を踏まえ、生物多様性を保全・維持し、回復して次世代に繋げ、自然との「つながり」と自然からの「恵み」を持続的に享受できる自然環境共生型社会を実現していくための基本的な計画として「生物多様性おきなわ戦略」を策定することにしました。

